2　法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。）」とあるのは「限る。）又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号ロに規定する産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）」と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」とする。

3　法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ⑵において「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が」と、同号ロ中「債権で」とあるのは「債権又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権で」と、同号ロ⑶中「含む」とあるのは「含み、⑵に規定する免除を受けた債務に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十七条第一項第四号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。

第六条の三の二の見出し中「避難解除区域等」を「避難解除区域」に改め、同条中「第十七条の三の二第三項」を「第十七条の三の三第三項」に、「法第十七条の三の二第一項」を「法第十七条の三の三第一項」に改め、同条第一号中「第十七条の三の二第一項第一号」を「第十七条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の三の二第一項第二号」を「第十七条の三の三第一項第二号」に改め、同条を第六条の三の三とする。

第六条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第六条の三の二　法第十七条の三の二第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者　その者から提出された次に掲げる書類

イ　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十七条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

ロ　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第七条第九項中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削る。

第九条の二を次のように改める。

（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第九条の二　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合の法人税法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。）」とあるのは「限る。）又は震災特例法施行令第二十二条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の債務処理に関する計画に係る計画書（震災特例法施行令第十七条第一項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号ロに規定する産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）」と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」とする。

2　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合の法人税法第五十九条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ⑵において「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が」と、同号ロ⑶中「含む」とあるのは「含み、⑵に規定する免除を受けた債務に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十七条第一項第四号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。

第九条の三の二の見出し中「避難解除区域等」を「避難解除区域」に改め、同条中「第二十五条の三の二第三項」を「第二十五条の三の三第三項」に、「法第二十五条の三の二第一項」を「法第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第一号中「第二十二条の三の二第一項第一号」を「第二十二条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二十二条の三の二第一項第二号」を「第二十二条の三の三第一項第二号」に改め、同条を第九条の三の三とする。